

福岡県 自転車 条例



福岡県自転車の安全で適正な利用の
促進に関する条例が制定されました。

(平成29年4月1日施行)

※一部の規定は平成29年10月1日施行

交通ルールとマナーを守り、自転車を安全に利用しましょう!

自転車の安全利用の促進

- 夜間のライト点灯
- 飲酒運転の禁止
- 運転中の傘差し、携帯電話の使用禁止

交通安全教育の充実

- 子どもや高齢者のヘルメット着用

自転車保険加入の
努力義務化
10月1日施行

自転車小売業者など
による情報提供の義務化
10月1日施行

詳しくは、福岡県ホームページをご覧ください。 [福岡県 自転車条例](#) 🔍検索

福岡県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例

自転車は車両です。交通ルールとマナーを守り、自転車を安全に利用しましょう。

条例の主な内容



自転車の安全利用の促進

○夜間のライト点灯



○傘差し運転、
飲酒運転の禁止



- ブレーキを備えていない自転車の運転禁止
- 携帯電話を使用しながら、大音量で音楽を聴きながらの運転の禁止
- 点検整備の実施



交通安全教育の充実

○交通安全教育の実施



○子どもや高齢者のヘルメット着用



自転車損害賠償保険加入の努力義務化 (10月1日から)

- 自転車利用者の保険への加入
- 自転車を利用する子どもや従業員の保険への加入



自転車小売業者などによる情報提供の義務化 (10月1日から)

- 道路交通法などの罰則、ヘルメットの着用、点検整備など必要な情報の提供



詳しくは、福岡県のホームページを！

福岡県 自転車条例

検索

問合せ先：福岡県生活安全課 ☎092-643-3167